

(寛永二十年の書簡なり)

#### (四) 本山令達の條目

覺

一、出家者質直にして媚詔ふ事なく柔軟にして物毎諍はす外義をかざりて世風に同ぜず學業を勵し放逸にこれなく晝夜佛道を行する事沙門の法軌也、然るに分際不相應の衣類を着し無益の道具等をたくわへ華美を好み候族も有之由及承候佛祖の制誠に違候儀向後堅可相慎事

一、堂社建立修覆のため千部並談義興行之節勸化いたし候に付參詣の者に興行の意趣を申聞け候儀は尤に候善事修行の法事にて勸化の札を出し或は供養米と號して袋を配り燈明料を取集候次第見苦敷致方聞及候自今は施主の志に任せ鄙劣なる勧めかた相止む尤禪門俗人を法座出し輕賤なる義仕間敷事

一、千部讀誦の人數經數不足無之様に仕自分並他所にて讀置候經を指かへす讀誦未練の僧を相除き如法に修行すべし、惣而法事讀經供養の類も不如法に無之様に可相勸候談義勤候義必住持役たるべし經持病氣又は無據障り有之節他の僧を相頼候義は法類又は談所より許狀有之所化由緒ある寺院の隱居に限るべし尤經論釋書の文義を解説して檀那の信心を勧むることを肝要といたし自讀毀他並輕賤雜話不可致事

一、法事作善の儀信施の深志を感じ讀經廻向專精に勤て其料物を衆僧に布施し餘慶を以て祠堂修覆の資助に備ふべし聊吝惜の情をいたくべからず尤供佛施僧の格式に候得者施主より先に可受供養事但供養の調菜丁寧に仕來　後一汁二菜或は三菜酒は三獻に限るへし。たとひ檀家格別の招請た  
りといふとも一汁五菜酒は三獻五獻に限るべき事

附葬禮の節施主より酒持參致候儀有之候共斷仕可申候事

聊吝惜いさかんせき||ものおしみ

三獻さんけん||「酒を三度くむこと」  
だが、本来中古、公  
家の酒宴で、酒を三  
杯飲ませ膳を下げる

一、檀那妻子を誘ひ參詣候節饗應有之候とも不可及夜陰に尤住持の親類たりとも可准之勿論□□等を催し遊興の沙汰堅く停止すべし、且又禮物を以座敷を借り休息の望有之候とも遂行不可許容事

ことを三度くり返す  
ことでこれを式三献  
といい、ここから出  
た

一、宗門によりて取立候講の類所々有之由其講を結ふといへとも不實にして不遂其用望様子相聞候若宗門において左様の講在之候は、向後可爲無用候外よりすゝめ候とも其人數に不可入  
但し修復造立の堂□取立有來候共其人數雖儀に及ばざる様に致すべし尤相濟候節觸頭まで可相達事

一、僧侶者法義を重し世事の利養をはなるべき所に近世公訴諍論に於よひ候品時々相聞僧侶に一切無益たるべし己來堅相慎へし然しながら寺祿竝山林境内境の違亂又は檀家より寄附の田畠を掠られ候歟或は檀那徒黨を結び離檀いたし候儀も候は、觸頭へ申聞可及公訴事  
右條々堅相守往古の御條目は勿論宗門之法式を不相亂名利を貪り俗に隨ひ實儀を不失様に急度相慎正道に執行し聊不可違犯者也

享保七寅年四月

京都妙満寺

(五) 上人號免許補任狀

南部盛岡法華寺現住

日瑞

享保十五庚戌年八月十三日

贈上號令免許訖仍而補任狀如件

妙滿寺七十八代

僧都日養花押